

昭和24年秋から本格化した強制医薬分業をめぐる医師会と薬剤師協会の対立は、強制医薬分業の実施を願うGHQのサムス局長のあからさまな介入もあって、日本医師会を揺るがせた。

4月の定例代議員会で選出された田宮猛雄会長、武見太郎副会長は、サムス局長の不信任通告を受けて辞意表明に追い込まれ、8月には後継会長に谷口弥三郎が選出された。

田宮会長は、4月にサムス局長に面会した際、強制医薬分業の実施に反対して、「日本人には医師の無形の学識、労力に報酬を支払う觀念がなく、医師の診療報酬に技術料が含まれていない」との申し入れをしたが、この点にサムス局長が理解を示し、新医療費体系の検討が始まった。

政府の社会保障制度審議会の、社会保障制度の整備充実を求める勧告も出された。

● 第5回臨時代議員会

第5回臨時代議員会は2月27日午前10時より開かれた。もともとは定款改正を主とする開催であったが、GHQのサムス局長が、三志会による強制医薬分業の協議が進まないことにいらだって、医師会に強制医薬分業を迫ったことから、医薬分業問題が重要議題として浮上した。

代議員会では、許山茂隆代議員(山梨)から、「医師の調剤権を法律で禁止、制限することには絶対反対する」との決議案が緊急動議として提案されたが、この日、27日午後1時半から、日本医師会役員とサムス局長との会談が予定されていたことから、仲田一信代議員(埼玉)より修正動議が提出された。協議の結果、榊原亨代議員(岡山)他10名の委

員をあげて下記案を起草し、満場一致で承認のうえ、決議文でなく協議事項として日本医師会役員が、サムス局長に持参のうえ、説明することになった。会談後、黒沢潤三副会長(東京)から会談の経過が報告された。

□ 協議事項

日本医師会代議員会は本問題について、あらゆる角度より種々検討した結果、次のような結論に達している。

1. 現実問題としてサムス准将がいわれるような「日本の医師が薬を売って生活を立てている」状態と解せられる点は、これを改善しなければならぬ。但しこの改善はよりよき医療の進歩によって国民の福祉を増進し、医療の公共性をたかめるものでなければならぬ。

1. 医療の本質として医師が有すべき調剤権を法律を以て禁止或は制限する事は絶対に反対である。
1. 任意分業を法制化されて以来僅か1年余りで、その間社会情勢の急激な変化がないにも拘らず、強制医業分業を行うことに対しては会員にその理由を納得せしめることは出来ない。

昭和25年2月27日

日本医師会第5回臨時代議員会

● 第2回定例総会

第2回定例総会は、2月28日午後1時から、日本医師会館において開催された。議題はやはり医業分業問題であった。藤原 哲(大阪)ほか10名から、下記の強制医業分業反対に関する緊急動議が提出され、満場一致をもって原案どおり、第5回臨時代議員会のとときとほぼ同文の決議が採択された。(第1回総会は、昭和23年3月の第2回定例代議員会の初日午後開催。)

□ 決 議

日本医師会総会は本問題についてあらゆる角度より種々検討した結果次のような結論に達している。

1. 現実問題としてサムス准将がいわれるような「日本の医師が薬を売って生活を立てている」状態と解せられる点は、これを改善しなければならぬ。但しこの改善はよりよき医療の進歩によって国民の福祉を増進し、医療の公共性をたかめるものでなければならぬ。
1. 医療の本質として医師が有すべき調剤権を法律を以て禁止或は制限する事

は絶対に反対である。

● 第6回定例代議員会

第6回定例代議員会は3月30,31両日、日本医師会館において開催され、役員選挙と昭和25年度予算等の議決が行われた。(議長、副議長選挙はなし)

□ 役員選挙結果

会 長

当選	田宮 猛雄(東京)	60票
次点	中山 寿彦(東京)	40票
	谷口弥三郎(熊本)	35票
	高橋 明(東京)	2票

副会長(定員2名)

当選	榊原 亨(岡山)	93票
	武見 太郎(東京)	82票
次点	藤森 真治(兵庫)	45票
	阿部 勝馬(東京)	44票
	土屋 栄吉(京都)	6票

理 事(定員8名)

当選	渡辺 信吉(福岡)	114票
	藤原 哲(大阪)	111票
	村上 正徳(福島)	107票
	膳所 正威(大分)	106票
	大久保九平(徳島)	100票
	許山 茂隆(山梨)	95票
	三浦 孚(北海道)	90票
	正木 芳隆(富山)	90票
次点	岡部 慎爾(静岡)	30票
	宇野 宇助(広島)	30票
	古賀 良彦(宮城)	24票
	中山栄之助(新潟)	22票
	石田 誠(三重)	21票
	沢井順一郎(山口)	16票
	上条善太郎(長野)	13票

川名 正義(千葉)	11票
高橋節之助(茨城)	9票
石井 碩(北海道)	6票
大沼 貞蔵(山形)	5票

常任理事(定員7名)

当選 渡辺 治生(群馬)	108票
内村 祐之(東京)	106票
勝俣 稔(東京)	99票

選挙終了後就任辞退

丸山 直友(新潟)	96票
竹内 一(神奈川)	74票
加瀬 恭治(東京)	72票
篠原 静夫(東京)	64票
次点 三田 弘(埼玉)	58票
古畑 積善(東京)	56票
福田 昌子(福岡)	47票
中村安治郎(大阪)	43票
松田善四郎(東京)	26票
川島 震一(東京)	17票
大角 真八(神奈川)	9票
井上 莊六(東京)	7票

監事(定員3名)

当選 百瀬 岸雄(千葉)	118票
織田 簡一(佐賀)	105票
藤井 厚男(静岡)	83票
次点 吉村 良雄(岐阜)	70票

● 医薬分業についての意見

代議員会では、斎藤行蔵委員長(千葉)から医薬分業問題委員会の経過が報告され、代議員会の意見として役員に託し、サムス局長に持参することに決定した。

□ 代議員会の意見

1. 投薬は治療行為であり、治療は医師の全責任である。

2. 医師の売薬的投薬だと誤解せられる点は極力これを排除する。
3. 医師、薬剤師は協力してこの民主的な任意分業の法の精神を生かすべきである。
4. 日本人は無形の労力に対して報酬を支払う観念が殆んどない。これを強力に教育して診療、技術料に対する新しい理解を与えなければならない。

昭和25年3月31日

日本医師会第6回定例代議員会

● 田宮・サムス会談

4月3日、田宮会長はじめ役員は、GHQのサムス局長と会談して、代議員会の4項目意見を伝えて、説明した。サムス局長は「今の状態が続くと、日本の医学の進歩にならない」と重ねて強制医薬分業の必要を強調したが、医師会の4項目意見にあった「日本人は無形の労力に対して報酬を支払う観念が殆んどない」というくだりには理解を示した。「医師の報酬が適当でない。医療費の支払い方法を変えることだ。医療費の全面的改正のために医療費改正審議会のようなものをつくる。林厚相と相談する」と言明した。

● GHQによる医師会執行部不信任

4月3日の医師会執行部とサムス局長の会談で、誤訳事件が起きた。サムス局長は、医師会の4項目意見の第3項「法の精神を生かす」というくだりの「法」の意味を、強制医薬分業を定めた法律と理解して、「医師会の意見に全面的に賛成」と表明した。しかし医師会の主張は、現行法の枠内で任意分業を進めるというものであった。

21日になって、自分の誤解に気づいたサム



開会の挨拶をする田宮猛雄会長
(都道府県医師会長協議会, 5月21日)

ス局長は田宮会長に「英文と日本語に差異があることが分かった。自分が全面的に賛成と言明したのは取り消す」との文書を届けた。英文では「医師と薬剤師が自発的に協力して、法律の定めるところに基づいて分業を進めていく」と解釈できる。だが、日本語は「現行法の任意分業を推進する」と言っているにすぎない、という理由であった。

サムス局長はさらに「日本医師会がGHQに出す文書のうち、厚生省を通じないものは受け付けず」と医師会に通告してきた。

またサムス局長は5月末になって、林 譲治厚相に「日本医師会役員が会員に報告せるところは事実と全く相違する。医師会役員になんらの信頼をも持つ能わざるに至った」との公開状を出した。その写しを7月8日付で直接、日本医師会の頭越しに各都道府県医師会長あてに送った。

□サムス局長より各都道府県医師会長に
発せられた書簡と厚生大臣に送られた
公開状

総司令部公衆衛生福祉部長(原文のママ)サムス准将より、各都道府県医師会長宛の書簡1通並びに同准将より林 譲治厚生大臣宛の公

開状写し1通を送達するよう命ぜられたので、此処に貴意を得る次第である。

昭和25年7月8日

厚生大臣官房渉外課長 齊田 晃

各都道府県医師会長殿

同封書

1. サムス准将より貴会長宛文書1通
2. 5月26日附同准将より林 譲治厚生大臣あて公開状写し1通

公開状写し1通

昭和25年(1950)7月8日

各都道府県医師会長殿

医薬分業の問題に関し、地方医師会より数多くの書簡並びに請願書が本官の手許に送られて来て居る。これらを通読して、この国に於ける医家諸君が本官の述べ来たった分業に対する意向につき真実と実際とを知らされ居らざるにあらざるやと疑うに至って居るのである。

かかるが故に、去る昭和25年5月26日、本官は時の厚生大臣林 譲治氏にあて公開状を送り医家諸君並びにこの問題に関心を有する一般人士に対し、事の真実を広くつたえる様要請したのである。

今回本官は厚生省より近く臨時診療報酬調査会並びに臨時医薬制度調査会の設置をみるべき旨の報告をうけたので、この機会に右公開状の写を直接貴下に送付し、貴下自身が此の問題に関する真相を理解すると共に広く貴会会員にもその取扱いにつき熟知せしめられる様要望するものである。

総司令部公衆衛生福祉部長(原文のママ)

軍医准将 クロホード・エフ・サムス

● 第7回臨時代議員会

占領下の絶対権力であるGHQからの医師会執行部不信任通告によって、田宮会長と武見副会長は辞任せざるをえなくなった。2人は7月16日に辞意を表明した。

2人の辞意を受けて、第7回臨時代議員会が8月3日午前10時から、日本医師会館で開かれ、田宮会長、武見副会長の辞任が了承された。代議員会では「田宮、武見正副会長は3月31日の定例代議員会の4項目決議を守って奮闘してくれた。感謝にたえない。我々の主張は間違っていない」といった代議員の発言が相次いだ。そのほかの役員も論議されたが、執行部に空白をつくらないために、榊原副会長と常任理事までの辞任にとどめ、理事、代議員は留任することとなった。

● 第8回臨時代議員会

第8回臨時代議員会は8月16日、日本医師会館において開催されて、空席となった役員選挙が行われた。議長、副議長、会長、副会長の順に選挙手続きがとられたが、いずれも対立候補が直前に立候補を辞退して、無投票で選出された。投票は常任理事選出でのみ行われた。代議員のなかに日本医師会がGHQの圧力を受けている非常時という意識が強かったためと考えられる。

□ 役員選挙結果

議長（無投票）

当選 佐藤 隆房(岩手)

副議長（無投票）

当選 藤原 政雄(兵庫)

会長（無投票）

当選 谷口弥三郎(熊本)

副会長（無投票）

当選 塩沢 総一(東京)

仲田 一信(埼玉)

常任理事（定員7名）

当選 内村 祐之(東京) 118票

竹内 一(神奈川) 115票

加瀬 恭治(東京) 114票

川島 震一(東京) 114票

岡部 慎爾(静岡) 104票

福本 喜一(千葉) 93票

岡 良一(石川) 72票

次点 中谷 千章(東京) 49票

● 新医療費体系

4月3日の田宮会長との会談で診療報酬の見直しの必要を認めたサムス局長は、林 譲治厚相を呼び、審議会の設置を指示した。厚生省は医師会や歯科医師会、薬剤師協会と協議しながら、検討に入った。

林厚相は、田宮会長と武見副会長が辞意表明した直後の7月18日、臨時診療報酬調査会と臨時医薬制度調査会の設置を発表した。

診療報酬調査会は「医師、歯科医師、薬剤師の専門的技術に対する適正な技術料と薬価の基準を調査審議する」もので、制度調査会は「医薬分業を実施することの可否、実施することが可なりとする場合においては、実施の具体的地域及び時期を検討し、関係法規の改正等を審議する」とされた。

日本医師会は、厚生省が調査会の設置方針を明らかにした4月以来、「調査会が医薬分業を前提にしている」、「医師会と薬剤師協会の代表委員の数が同数であるのはおかしい」と反対した。その結果、委員の割り振りは、診療報酬調査会は当初、委員30人中に医師4、薬剤師4、歯科医師2という案であったが、医

師6，薬剤師4，歯科医師5という割り振りになった。しかし制度調査会のほうは，委員数40人のうち診療側は10で，医師4，薬剤師4，歯科医師2という当初案の割り振りのままとなった。

2つの調査会は8月7日，初会合を開いて発足した。制度調査会の初会合で，委員の榊原日本医師会副会長（当時）は「諮問の文章は分業を前提にしていると読める。三志会と厚生省との間で，調査会は分業を前提としないということで話がついているはずだ」と抗議し，その場で諮問の文章を書き改めさせた。

診療報酬調査会（会長：赤木朝治 元内務事務次官）がまず先行して，審議を始めた。診療報酬のあり方が決まらなければ医薬分業の可否は判断できないという理由であった。制度調査会のほうは初会合の後，12月まで4か月間も会合が開かれなかった。

● 中医協発足

診療報酬を審議する中央社会保険医療協議会（中医協）が発足し，6月16日に日本医師会館で第1回の会合が開かれた。会長に藤林敬三（慶應義塾大学教授），会長代理に末高 信（早稲田大学教授）を選任した。

委員は，保険者代表，被保険者・事業主代表，診療担当者，公益代表各6人の4者構成計24人で，日本医師会からは黒沢潤三東京都医師会長ら4氏が委員に出た。

診療報酬は，昭和2年（1927）の健康保険法施行以来昭和17年（1942）度



挨拶をする黒川武雄厚生大臣，手前はサムス准将，齊田 晃厚生省渉外課長，向こうは葛西嘉資厚生事務次官，安田 巖保険局長（臨時診療報酬および臨時医薬調査会の初の会議，8月7日，厚生省にて）

までは，政管健保の診療報酬は政府と日本医師会の診療契約に基づいて人頭割り請負方式で支払われていた。組合健保の診療報酬は，個々の組合と医師会との契約でそれぞれ決められていた。

昭和18年施行の健保法改正で健康保険，船員保険，国民健康保険とも点数単価方式が採用されて，単価や点数表は「医師会や健保連，国保など関係者の意見を聞いて厚相が定



第1回中央社会保険医療協議会の会場風景
（6月16日，日本医師会館）

める」となった。18年4月の単価は医科は1点20銭，歯科は10銭であった。

昭和19年(1944)6月には，厚生省に社会保険診療報酬算定協議会が設けられ，医師会も含めた学識経験者の意見を聴いて決めるように改められた。33人の委員のうち診療担当側は，歯科も含めて，3分の1の11人であった。

戦後の昭和22年(1947)9月，算定協議会は健康保険診療報酬算定協議会と名称が改められ，法制上の機関となった。翌23年8月の健保法改正で協議会は再び社会保険診療報酬算定協議会と改称された。ほかに似た名称だが，社会保険診療協議会も設けられた。後者は適正な保険診療の指導，監督が任務とされた。

昭和25年4月，各種審議会の統廃合の一環として，「社会保険審議会，社会保険医療協議会等の設置法」が施行されて，社会保険診療報酬算定協議会と社会保険診療協議会を統合して，中央社会保険医療協議会が発足した。

発足当初の中医協は，臨時診療報酬調査会が診療報酬のあり方を審議していたため，薬価点数の改定の承認など実務的な検討が中心であった。

● 健保法改正

政管健保財政の赤字対策としての健保法改正法案が11月25日，国会に提出されて，12月16日可決，成立した。内容は，

政管健保保険料率を60 / 1,000とし，厚生大臣が社会保険審議会の意見を聞いて変更できる弾力条項を55 / 1,000 ~ 65 / 1,000の範囲とする。

組合健保の保険料率の上限を30 / 1,000から35 / 1,000に改める。

という内容で，昭和26年1月1日から施行された。

● 社会保障制度審議会が勧告

社会保障制度審議会は10月16日，戦後日本の社会保障制度の骨格を形づくる勧告を満場一致で採択して，吉田 茂首相に提出した。日本医師会からは武見太郎前副会長が委員として参加していた。さらに10月26日に，日本医師会館で，社会保障制度審議会の武見氏ら4委員を招待して，谷口会長ら執行部が勧告について懇談し，『日本医師会雑誌』にその速記録を掲載した。

勧告の主な内容は，

社会保険や生活保護，社会福祉などを，全国民を対象とする統一的な制度として総合的に運用する。

7つに分かれている医療保険を被用者保険と国民健康保険の2つに統合して，適用範囲の拡大，給付の改善を図る。

国民健康保険を数年中に全国民に適用する。

結核対策を重視して，予防治療費の2分の1を公費負担とする。

老齢，廃疾，遺族の無拠出年金制度をつくる。

社会保障関係の行政を一元化して社会保障省を設置する。

というものであった。